

○財務省告示第七十三号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十四年二月十五日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年三月七日
財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 国庫短期証券（第二百五十八回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金	額の整数倍の金額によるものと	する。	平成二十四年二月十五日	額八錢五厘以上のそれぞれ九円九	額八錢五厘以上のそれぞれ九円九	募価格	額八錢五厘につき九十九円九	特別参加市場	者第I	非価格競	争入札発	行入札発	償還期限	十二	償還金	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日
十	イ	額八錢五厘以上のそれぞれ九円九	額の整数倍の金額によるものと	する。	平成二十四年二月十五日	額八錢五厘以上のそれぞれ九円九	募価格	額八錢五厘以上のそれぞれ九円九	募価格	額八錢五厘につき九十九円九	特別参加市場	者第I	非価格競	争入札発	行入札発	償還期限	十二	償還金	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日
十一	発	額八錢五厘以上のそれぞれ九円九	額の整数倍の金額によるものと	する。	平成二十四年二月十五日	額八錢五厘以上のそれぞれ九円九	募価格	額八錢五厘以上のそれぞれ九円九	募価格	額八錢五厘につき九十九円九	特別参加市場	者第I	非価格競	争入札発	行入札発	償還期限	十二	償還金	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日
十二	ロ	額八錢五厘以上のそれぞれ九円九	額の整数倍の金額によるものと	する。	平成二十四年二月十五日	額八錢五厘以上のそれぞれ九円九	募価格	額八錢五厘以上のそれぞれ九円九	募価格	額八錢五厘につき九十九円九	特別参加市場	者第I	非価格競	争入札発	行入札発	償還期限	十二	償還金	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日
十三		額八錢五厘以上のそれぞれ九円九	額の整数倍の金額によるものと	する。	平成二十四年二月十五日	額八錢五厘以上のそれぞれ九円九	募価格	額八錢五厘以上のそれぞれ九円九	募価格	額八錢五厘につき九十九円九	特別参加市場	者第I	非価格競	争入札発	行入札発	償還期限	十二	償還金	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日
十四		額八錢五厘以上のそれぞれ九円九	額の整数倍の金額によるものと	する。	平成二十四年二月十五日	額八錢五厘以上のそれぞれ九円九	募価格	額八錢五厘以上のそれぞれ九円九	募価格	額八錢五厘につき九十九円九	特別参加市場	者第I	非価格競	争入札発	行入札発	償還期限	十二	償還金	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日
十五		額八錢五厘以上のそれぞれ九円九	額の整数倍の金額によるものと	する。	平成二十四年二月十五日	額八錢五厘以上のそれぞれ九円九	募価格	額八錢五厘以上のそれぞれ九円九	募価格	額八錢五厘につき九十九円九	特別参加市場	者第I	非価格競	争入札発	行入札発	償還期限	十二	償還金	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日
十六		額八錢五厘以上のそれぞれ九円九	額の整数倍の金額によるものと	する。	平成二十四年二月十五日	額八錢五厘以上のそれぞれ九円九	募価格	額八錢五厘以上のそれぞれ九円九	募価格	額八錢五厘につき九十九円九	特別参加市場	者第I	非価格競	争入札発	行入札発	償還期限	十二	償還金	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日